

第5回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年11月30日(木) 午前10時55分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 橋 場 和 幸

2番 嵯 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

9番 穴 吹 栄

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 箱 石 雄 彦

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 田 昌 浩

5 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 利用状況調査（農地パトロール）について

日程第 7 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第3号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第10 次回総会日程（予定）について

日程第11 議案第4号 土地の現況証明願について

日程第12 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

事務局 長

第5回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ12名の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

明日から12月ということで、今年も残すところ1ヵ月となり大変お忙しい中での第5回総会に出席をいただきまして大変ありがとうございます。

また、15日の地区別農業委員研修会に参加していただいた委員さん、事務局の皆様には大変お疲れさまでした。11時から、お昼を挟んで2時半までの会議で、我々にとってはなかなか大変でしたけれども、講話の中でのお話が、今後の活動の参考になっていただければなと思ってございます。

また、先ほど局長の方から詳しくお話がありましたけれども、今回から農業委員活動の日誌ということで、個人の活動内容を記録しなければならないことが義務付けられておりますので、7月から遡ってということでしたけれども、交付金をもらう関係で整理しなければならないことですので、私の方からもよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、平成25年度に農地利用に関するアンケートの調査を行ったと思ひますけれども、前回から5年が経ちますので、現在、私と代理、部会長、事務局とで内容等を検討しております。まとまりましたら皆様に協議していただき実施したいと考えておりますので、この点につきましてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回はお願ひばかりで申し訳ありませんけれども、最後にもう一つお願ひがござひます。前回総会終了後に、皆様に農業者年金の加入推進についてお願ひしておりますけれども、結果については12月12日までに事務局に報告となっておりますので、この点につきましてもよろしくお願ひいたします。

それでは早速会議に入らせていただきますけれども、本総会につきましては報告が1件、付議案件が3件でございます。追加議案も予定しておりますので、よろしく御審議をお願ひして、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦勞様です。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定

により、議長において、7番 村越委員、8番 阿部委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長 (会務報告あるも省略)

議 長 事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員 (なしの声)

議 長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号利用状況調査(農地パトロール)の結果についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 報告第1号利用状況調査(農地パトロール)の結果について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地パトロールは、地域の農地状況の把握と農地利用の総点検という観点で、平成11年より農業委員会組織が全国的に取り組を進めてまいりましたが、現在は、農地法第30条第1項に基づく利用状況調査に位置付け、農業委員会の義務的業務として実施しているものでございます。

本年度の農地パトロールは、10月11日に実施し、平成29年度の実施要領に基づき調査箇所を4区域に分け、4班体制により海岸地域を除く町内すべての農地を対象に、①遊休農地及び遊休農地のおそれのある農地の把握、②農

地法許可農地の利用状況、③農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の利用状況、④違反転用農地の把握、⑤納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況を重点的に調査いたしました。

調査の結果、①耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に著しく劣っていると認められる農地については、農地法第32条の規定により、所有者等に対し、その農地の農業上の利用の意向について調査を行うものとされております。

今回の調査では、遊休農地及び遊休農地のおそれのある農地、違反転用が行われている農地はなく、また、農地法の許可を受けた農地、農業経営基盤強化法による利用権設定等が行われた農地、納税猶予制度の適用を受けている農地についても、すべて適正に利用されており、農地法第32条の規定による利用意向調査の対象農地はないものと判断しております。

以上、各班の調査結果に基づき御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長	<p>議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされておりあります。</p> <p>本案は1件の現況証明願でございますが、浜農委29-12号の願い出人は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、願い出地は茶内西〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡で、分筆及び地目変更登記を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、農地部会の方々により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、宅地及び雑種地の状態であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。</p> <p>以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、引き続き私の方から説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。</p>
農地係 長	(詳細説明あるも省略)
議 長	<p>事務局より提案理由の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。</p>
各調査委員	(なしの声)
議 長	特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>

各 委 員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p>
事 務 局 長	<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。</p> <p>本案は、賃貸借による権利の設定1件に伴う許可申請でございますが、整理番号1は、茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。</p> <p>以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。</p>
農 地 係 長	(詳細説明あるも省略)
議 長	<p>事務局より提案理由の説明が終わりました。</p> <p>続いて、担当委員より補足説明を受けます。</p> <p>整理番号1について、12番新井委員、お願いします。</p>
新 井 委 員	(補足説明あるも省略)
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。</p>

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、賃貸借による権利の設定2件に伴う農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の権利の設定をする者は、浜中桜西〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、対象地は浜中東〇〇〇番、〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を浜中東〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号2の権利の設定をする者は、浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は姉別北〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を姉別北〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第2号の質疑を整理番号順に行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第10 次回総会日程についてを議題とします。事務局より申し上げます。

事務局長 次回総会日程につきましては、12月22日、金曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、12月22日、金曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、12月22日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

会議を暫時休憩いたします。(午前11時35分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(午前11時55分)

ただいま、お手元に配付のとおり、追加議案の提出がございますので、これを日程に追加し、日程第11以降として議題にすることといたします。

日程第11 議案第4号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第4号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされており。

本案は1件の現況証明願でございますが、浜農委29-13号の願い出人は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇〇〇㎡で、地目変更登記を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、農地部会の方々により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、山林及び一部原野化している状態

であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、引き続き私の方から説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員

(なしの声)

議長

特にないようなので、これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、

又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転2件に伴う許可申請でございますが、整理番号1と2は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を周辺農家2軒に権利の移転を行おうとするものでございます。

まず、整理番号1の対象地は、茶内西〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の移転をしようとするものでございます。

次に、整理番号2の対象地は、茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の移転をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
整理番号1と2について、2番嵯峨委員、お願いします。

嵯峨委員

(補足説明あるも省略)

議長

ありがとうございました。
それでは、これから、議案第5号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第5回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

7番 村越 敏春

浜中町農業委員会

8番 阿部 栄子

農地法第3条調査書

調査日：平成29年11月13日

第5回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1 (賃借権設定)

借受人	○ ○ ○ ○	貸付人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	新井功仁恵委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	賃借人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受人は個人であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超える。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は賃貸人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 5 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 1 (賃借権設定)

借受人	○ ○ ○ ○	貸付人	○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		—	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 5 回浜中町農業委員会総会

議案第 3 号 整理番号 2 (賃借権設定)

借受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第 18 条の条項		判断の理由		適合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		—	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

農地法第3条調査書

調査日：平成29年11月13日

第5回浜中町農業委員会総会
議案第5号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員、谷口正明委員、橋場和幸委員、百々栄二委員、篠原弘委員、新井功仁恵委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受人は個人であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超える。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員6名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成29年11月13日

第5回浜中町農業委員会総会
議案第5号 整理番号2 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員、谷口正明委員、橋場和幸委員、百々栄二委員、篠原弘委員、新井功仁恵委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受人は個人経営であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員6名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>			しない	